

富山県総合教育センターが編集発行する著作物（研究紀要、開発研究刊行物、所報、Webページ掲載物等）の著作権は当センターが専有しており、著作物の全部または一部分を他の刊行物等に利用する場合には、当センターの許諾が必要となる場合があります。

以下に、当センター著作物の利用申請書を作成する際の注意事項を記しますので、ご一読ください。

1 許諾の必要性の有無について

(1) 著作物を利用するにあたり、許諾を必要としない場合

著作権法第32条に基づく《引用》に該当するもの

ア 公正な慣行に合致するものであること

イ 引用の目的が、報道、批評、研究等正当な範囲内であること

(2) 著作物を利用するにあたり、許諾が必要となる場合

著作権法第32条《引用》に該当しない場合

2 著作物の利用にあたって

当センターの著作物を利用するにあたっては、許諾の必要性の有無にかかわらず、以下の事項を遵守してください。

(1) 出所(書誌事項)を明示すること

(2) 引用部分を明確にすること

(3) 図表の転載は原則として原図のまま使用すること

3 著作物利用許諾申請書作成時の注意事項

(1) 申請に際しては、当センター所定の申請用紙に必要事項を記入し、あて先を明記し返信用切手を貼付した返信用封筒と一緒に企画調整部企画課へ提出または郵送してください。

(2) 申請者は当該著作物の利用者及び編集者に限ります。

(3) 著作物の利用は、申請書1通につき1回に限ります。

(4) 申請内容が他の著作者との合意を必要とする場合は、許諾の回答に相当の時間を要するので、あらかじめご了承ください。

(5) 申請書の記入にあたっては、□に√点をつけてください。また、※欄は当センターで記入します。

(6) その他不明の点は、当センター企画調整部企画課にお問い合わせください。

(〒930-0866 富山市高田525 TEL 076-444-6163)

附記

この内規は	平成16年4月1日から	これを適用する。
	平成23年1月4日から	これを適用する。
	平成27年8月3日から	これを適用する。